

会 議 録 目 次

平成30年第1回海田町議会定例会（第1日目）

平成30年3月6日（火）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第2	会期の決定について……………	6
日程第3	諸般の報告……………	6
	①議会報告	
	②行政報告	
	③報告第1号 損害賠償額の決定について	
日程第4	庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会中間報告……………	11
日程第5	発議第1号 新庁舎の建設予定地に関する決議案……………	12
日程第6	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について……………	17
日程第7	同意第1号 教育委員会委員の任命の同意について……………	19
日程第8	第1号議案 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定について……………	21
日程第9	第2号議案 海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町乳幼児 等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について……………	25
日程第10	第3号議案 海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する 事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準を定める条例の制定について……………	26
日程第11	第4号議案 海田町指定地域密着サービスの事業の人員・設備及び運営 に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定 について……………	28
日程第12	第5号議案 海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	33

日程第13	第6号議案	海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	35
日程第14	第7号議案	都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	37
日程第15	第8号議案	平成29年度海田町一般会計補正予算（第6号）……………	39
日程第16	第9号議案	平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）……………	39
日程第17	第10号議案	平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）……………	39
日程第18	第11号議案	平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	39
日程第19	第12号議案	平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……………	39
日程第20	施政方針……………		46
	(延 会)……………		57

平成30年第1回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成30年3月6日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 3月6日(火)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(15名)

1番	小田久美子	3番	富永やよい
4番	大高下光信	5番	大江康子
6番	兼山益大	7番	下岡憲国
8番	住吉秀公	9番	宗像啓之
10番	久留島元生	11番	岡田良訓
12番	多田雄一	13番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	桑原公治		

5. 不応招議員(1名)

2番 竹本 誠

6. 出席議員(15名)

1番	小田久美子	3番	富永やよい
4番	大高下光信	5番	大江康子
6番	兼山益大	7番	下岡憲国
8番	住吉秀公	9番	宗像啓之
10番	久留島元生	11番	岡田良訓
12番	多田雄一	13番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	桑原公治		

7. 欠席議員（1名）

2番 竹本 誠



8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	胡家亮一
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	湯木淳子
建設部	長	久保田誠司
総務部	次長	門前誠司
福祉保健部	次長	伊藤仁士
建設部	次長	龍岩広幸
企画課	長	山崎純
魅力づくり推進課	長	宮垣将司
財政課	長	吉本真人
税務課	長	近森茂
生活安全課	長	脇本健二郎
住民課	長	水川綾子
社会福祉課	長	新藤正敏
こども課	長	森川雅枝
保健センター	所長	森原知美
建設課	長	木村生栄
上下水道課	長	早稲田誠
会計管理者		中下義博
教育	長	田坂裕一
教育	次長	石川直之
学校教育課	長	小林伸二
生涯学習課	長	森原宏生
環境センター	所長	岡田隆弘

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 修 治
主 任	戸 成 正 考
主 事	木 村 俊 英

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

10. 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- ①議会報告
 - ②行政報告
 - ③報告第1号 損害賠償額の決定について
- 日程第4 庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会中間報告
- 日程第5 発議第1号 新庁舎の建設予定地に関する決議案
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第7 同意第1号 教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第8 第1号議案 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 第2号議案 海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第3号議案 海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 第4号議案 海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第5号議案 海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第13 第6号議案 海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第7号議案 都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 第8号議案 平成29年度海田町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 第9号議案 平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 第10号議案 平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 第11号議案 平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 第12号議案 平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 施政方針
- 日程第21 一般質問
- 日程第22 第13号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 第14号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 第15号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 第16号議案 海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 第17号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 第18号議案 海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 第19号議案 平成30年度海田町一般会計予算
- 日程第29 第20号議案 平成30年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 第21号議案 平成30年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 第22号議案 平成30年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第32 第23号議案 平成30年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 第24号議案 平成30年度海田町水道事業会計予算

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成30年第1回海田町議会定例会を開会いたします。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。

また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しておりますので、御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田）皆様、おはようございます。

本日、平成30年第1回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会には報告1件、諮問1件、同意1件、条例制定1件、条例改正12件、補正予算5件、当初予算6件を提出しております。

議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第33に至る各議案でございます。

この際、議長よりお願いをいたします。議員の皆さんにおかれましては、質問、質疑に当たっては地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、発言をしてください。

次に、執行部におかれましては、質問、質疑の内容を十分理解の上、的確で分かりやすい答弁をお願いします。

なお、質問、質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の質問趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて内容を確認の上、答弁をしてください。

以上の点をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、11番、岡田議員、12番、多田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月19日までの14日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの14日間と決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております12月定例会以降の主なものについて報告をいたします。

初めに、平成29年12月22日及び平成30年2月22日に安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されましたので、組合議員であります私が議会の概略について御報告を申し上げます。

それでは、平成29年12月22日に開催されました平成29年2月安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告をいたします。第2回定例会におきましては、専決処分の承認1件、決算認定1件、補正予算2件が提出されました。

まず、専決処分の承認案件として、職員の給与に関する条例の一部改正について報告を受け、全会一致で承認されました。

続いて、決算認定として平成28年安芸地区衛生施設管理組合、各会計歳入歳出決算認定について提出され、監査委員から各会計とも適正に処理をされているとの報告を受け、全会一致で認定されました。

次に、補正予算として、平成29年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算及び平成29年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算につきましては、平成28年度の決算剰余金の確定に伴うもので、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、平成30年2月22日に開催されました平成30年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告いたします。第1回定例会におきましては、予算案件2件、その他案件1件が提出されました。まず、平成30年安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算及び平成30年度安芸地区広域ごみ焼却場事務特別会計予算につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、その他案件としまして、平成30年度における組合経費の関係市町の負担金の負

担方法について審議され、本町の負担金は安芸地区衛生施設管理組合一般会計2,948万9,959円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計2億383万3,488円と決定されました。

なお、関係資料につきましては、議会事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思ます。

以上で、平成29年第2回及び平成30年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。

続いて、2月24日に平成30年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員でございます久留島議員から議会の概略について報告を求めることにします。久留島議員。

○10番（久留島）平成30年2月14日に、平成30年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から、議会の概略について御報告いたします。

後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、条例案件3件及び予算案件4件が提出されました。

まず、条例案件は、議案第1号広島県後期高齢者医療広域連合情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正として、委員が特別の利害関係を有する場合は、その議決に加わることができない旨の改正が全会一致で可決されました。

次に、2年に一度の保険料率改定に伴い、平成30年度及び平成31年度の保険料率を定めること、及び住所地特例の見直し等のため、議案第2号広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が全会一致で可決されました。

続いて、後期高齢者医療広域連合の附属機関として、プロポーザル選定委員会を設置するため、議案第3号、広島県後期高齢者医療広域連合プロポーザル選定委員会設置条例の制定が全会一致で可決されました。

次に、予算案件として、議案第4号、平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号及び議案第5号、平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号のいずれも全会一致で可決されました。

続いて、議案第6号、平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出、それぞれ11億7,537万1,000円とし、議案第7号、平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出、それぞれ4,018億1,234万3,000円とし、いずれも全会一致で可決されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので御覧いただきたいと思ひます。

以上で、平成30年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（桑原）続いて、2月23日開催の広島県町議会議長会平成29年度自治功労者等表彰式におきまして、町議会議員として20年以上在籍の多田議員が、町議会議員として25年以上在籍の崎本議員が、広島県町議会議長会の自治功労者表彰を受けられましたので、御報告を申し上げます。

なお、12月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せて御参照ください。

委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思ひます。

以上で議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について、町長より申し出がございますので、これを許します。
西田町長。

○町長（西田）それでは、12月定例議会後の行政執行の状況について御報告いたします。

初めに広島市東部地区連続立体交差事業についてでございますが、1月18日に、広島市から見直し案の変更の申し入れがあり、これを踏まえ、2月7日に広島県知事、広島市長、府中町長と私の四者で会談し、市の申し入れ内容を基本に検討することを合意しました。町としては一日でも早く事業に着手していただき、町のまちづくりを早期に実現していくことが重要であると考えています。

今後、検討する中では、引き続き、コスト削減に努め、事業期間を短縮するよう、最大限に努力をしていただくよう、事業主体である広島県知事、広島市長にお願いしました。

次に、新庁舎整備についてでございますが、昨年12月に、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会において、議員の皆様にも新庁舎整備基本計画の素案をお示しいたしました。本年1月26日から2月25日までパブリックコメントを実施し、住民の皆様から御意見を頂きました。議員の皆様、住民の皆様から頂いた御意見を踏まえ、基本計画を策定してまいります。

続きまして、消防出初式についてでございますが、1月7日、海田小学校において、海田町消防団、広島市安芸消防署などの協力の下、平成30年海田町消防出初式を行います。

した。

当日は、消防団員と海田少年消防クラブの会員による分列行進、消防団員の表彰、消防団員によるポンプ操法、公開訓練、広島市消防局はしご乗り同好会による演技の披露、保育園児による火災予防啓発などを行いました。

今年は天候に恵まれ、海田吹奏楽団や海田鼓童子にも御協力をいただき、住民の皆様の消防に対する信頼の一層の向上と防火、防災意識の高揚を図ることができました。

次に、災害時支援協定の締結についてでございますが、12月13日に被災者への支援協力等を行うことについて、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と、2月2日に燃料等の供給について株式会社両備エネシスと協定を締結しました。

続きまして、防災訓練の支援についてでございますが、四つの自主防災会等に対し、防災訓練の企画、運営の支援を行いました。当日は、私も防災講話を行い、災害時の自助、共助の大切さについて理解を深めていただきました。

次に、12月15日の早朝に、事前に訓練日時を通知しない抜き打ちの職員参集訓練を行い、16避難所の開設、パトロール8班による町内パトロール等、所要の行動を行いました。

今回の訓練は、昨年4月21日に行った参集電話、メール確認訓練を更に強化し、実際に職員の登庁を行わせ、初動体制の訓練を行ったものでございます。今後も職員の防災教育を重ね、迅速な防災体制の構築に努めてまいります。

続きまして、要望活動につきましては、1月23日、24日の2日間で、国土交通省と県選出の国会議員に尾崎排水機整備事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、港湾施設整備事業の整備促進や東広島バイパス及び広島南道路の整備推進について要望を行いました。

また、12月26日には広島県西部建設事務所長に、県道東海田広島線について国信橋北詰交差点改良事業の早期完成などの要望活動を行いました。今後も、これらの事業が早期に完成されるよう継続して要望活動を行ってまいります。

次に、2月6日に海田町地域公共交通会議を開催し、平成29年度の循環バスの利用状況を報告し、今後の循環バスのルート見直しスケジュールについて委員の方から御意見をお伺いしたところでございます。頂いた意見を参考にしながら、循環バスのあり方について検討を進めてまいります。

続きまして、1月7日、海田公民館において、平成30年成人祭を開催いたしました。

当日は、新成人329名の対象者のうち197名、約60%の参加がありました。

第1部の式典は厳粛に挙行され、新成人代表が、海田町で生まれ育った誇り、成人としての決意を心に刻むとともに社会に貢献できるよう精進するという力強い誓いの言葉を述べ、来賓や来場された方々より温かい祝福を受けました。

第2部では、成人祭実行委員会が企画運営した記念事業が開催されました。記念事業では実行委員自らが撮影した恩師や母校のスライドを上映して、来賓の方々や仲間たちとともに当時の思い出を振り返るなど、心温まるすばらしい式典になりました。

次に、この度、海田公民館が文部科学省の第70回優良公民館表彰館に選ばれました。これは同館の未来のまちのおせっかいさん養成講座が住民の主体的な学びや活動を通じて、地域、家庭の教育力向上や地域の活性化につながっているとして評価されたものです。

以上、簡単ではございますが、執行状況の主なものについて御報告いたしました。

○議長（桑原）続きまして、報告第1号、損害賠償額の決定について町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第1号、損害賠償額の決定について。海田町環境センター敷地内で発生した事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）それでは報告第1号、損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、御報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。債権者は議案書に記載の方で、損害賠償額は6万7,500円でございます。専決処分年月日は平成30年2月20日でございます。事故の概要について説明いたします。発生時刻は平成29年12月26日午後2時45分頃でございます。事故の内容でございますが、環境センター敷地内の分別ヤード前において、生活安全課環境センター職員が債権者の方が所有する自動車を持ち込んだごみの荷下ろしを手伝った際に、車内に積まれていた金属製のパイプを車の後部バンパーの上に落とし傷付けたものでございます。過失割合につきましては、当方10割と定め、専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので承認案件ではございませんので、報告第1号についてはこれをもって終結をいたします。

これにて、諸般の報告全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会の中間報告を議題といたします。

庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会委員長から中間報告をしたいとの申し出がございます。お諮りします。

本件は申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。

したがって、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会委員長の中間報告を受けることに決しました。報告書を配布いたします。

（事務局 配付）

○議長（桑原）委員長の発言を許します。前田委員長。

○14番（前田）委員長の前田でございます。委員会の中間報告をさせていただきます。本委員会は平成29年4月14日の第1回委員会から平成30年2月27日の第7回委員会までの合計7回の委員会を開催しました。

調査の概要及び結果ですが、第5回委員会において執行部が取りまとめた新庁舎整備基本計画の素案について説明を受けました。この素案の中で、建設候補地を建設予定地として位置付ける。その記載があることについて執行部の説明が不十分であるとして、

次回の委員会において説明を求めることといたしました。

第6回委員会では、執行部から平成30年1月18日に広島市からの説明のあった広島市東部地区連続立体交差事業の見直し案の修正検討結果について説明を受けました。これについて、採決を行った結果、委員会として同意することを全会一致で決定しました。その後、引き続き、執行部から新庁舎整備基本計画において、旧広島県海田庁舎敷地を建設予定地として位置付けることについて説明を受けました。

これに対する質疑後、旧広島県海田庁舎跡地を新庁舎建設予定地とすることについて起立採決を行った結果、賛成は岡田副委員長、小田委員、富永委員、大高下委員、下岡委員、住吉委員、宗像委員、多田委員、崎本委員、佐中委員の10名。また、反対又は態度保留等は大江委員、兼山委員、久留島委員の3名です。

これにより、賛成多数で建設予定地に決することにいたしました。

そのほか詳細については、お配りした調査報告書を御覧ください。

最後に、新庁舎整備についてこれまでの委員会において、委員から事業期間の短縮に取り組み、一刻も早く行うべきであるとの意見が出されました。役場庁舎が防災拠点として重要な機能を担っていること、また広島市東部地区連続立体交差事業と密接な関係があることからスケジュールが遅延することがないように、今後も、海田町議会として動向を注視していく必要があると考えております。

当委員会では引き続き、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業について調査研究を行ってまいります。

以上で委員会の中間報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。

委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、会議規則第43条の2第2項の規定により、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会から中間報告を受けたものでございます。庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会の中間報告につきましては、これをもって終結をします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、発議第1号、新庁舎の建設予定地に関する決議案を議題といた

します。提案理由の説明を求めます。多田議員。

○12番（多田）新庁舎建設予定地に対する決議案ですが、読み上げをもって提案といたします。

広島県、広島市、安芸郡府中町及び海田町の四者による広島市東部地区連続立体交差事業が合意され、広島県の都市計画審議会において見直し案が決定される状況であることから、本町においてもその事業の推進を図る意味からも、早期に事業用地として旧広島県海田庁舎敷地、海田町南昭和町1,049番の1を決定し、連続立体交差事業の支障を取り除くことを目的に新庁舎の位置をあらかじめ定め、議会としてその機関意思であることを確認し、併せてこの趣旨を十分に理解し、迅速に事務等を進めるよう、執行部に求めるものである。

以上、決議する。平成30年3月6日、海田町議会。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。兼山議員。

○6番（兼山）6番、兼山です。決議案の文中の中で、連続立体交差事業の支障を取り除くことを目的にと書かれておりますが、ちょうど2年前ぐらいだと思います。知事が来町されまして、チャレンジトークのときでしょうか。庁舎移転のことに触れた、一度だけ行われたという西田町長と知事のトップ会談で、知事は連立は先です、庁舎は後だと、そのような報道がありました。先日の広島県からの売却についての御協力いただける旨の回答を得ていると、企画課長が1月の委員会で答弁されていましたが、広島県側にとっても連立がやっぱり先で、庁舎は庁舎で、連立事業に係る庁舎移転ではありますけど、支障というのではなく町が欲しいから応じているだけではないでしょうか。それでも迅速に事務等を進めるよう、執行部に求める決議案は今本当に必要なんでしょうか。提案者がたくさんいらっしゃるの、答えていただければ、どうでしょうか。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）先ほど、兼山議員がおっしゃいましたが、連続立体交差事業の一部であります、庁舎移転は。連続立体交差事業を進めるに当たって、庁舎移転がどうしても必要になってきます。この庁舎移転に関しては、以前は何か所か候補地がありました。ただ、今はこの前の町長選挙において西田町長は合同庁舎跡地をとということで当選されました。

その後、パブリックコメント等々で町民の意見も聴いておられます。議会として今の時点で、早く庁舎の候補地として合同庁舎跡地を進めることを執行部に求めるほうが得策であると、私は判断してこのような提案をさせていただきました。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。反対討論からまず許します。兼山議員。

○6番（兼山）6番議員の兼山です。新庁舎の建設予定地に関する決議案に反対の立場で討論いたします。

広く町内全域で町民の皆様と直接膝を交えた生の意見が聴けておらず、町民の皆様の意向が不明確。公共補償、用地購入等を含め、町の持ち出し分、財政負担が不明確。議会に対しまして、これら最も重要な点が説明しておらず、判断材料が不明確。このように三つの重大な不明確さからも議会が決議するのは時期尚早と判断いたしまして、この決議案には反対いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかにございますか。賛成の立場ですか。賛成討論を許します。下岡議員。

○7番（下岡）7番議員、下岡です。決議案に賛成の立場から討論いたします。

新庁舎については多くの町民が早期完成を望んでおられることや、現庁舎が耐震基準を満たしておらず、設備も老朽化が著しいこと等を考慮すると、庁舎移転の直接の原因となったJR高架事業における四者合意が成立した現在、議会での議論空転は許されない。移転先に関しては候補地の一つとしてきた海田市駅南口区域につき、開発事業主であるJR西日本不動産株式会社が使途、商業施設及び駐車場と定めたことから県海田庁舎跡地以外に選択肢はなく、建設地について議論は終了している。今後は新庁舎について機能や財源、早期完成の手法等について議会と執行部が知恵を絞り、議論すべきである。よって、執行部に対し、県海田庁舎跡地での迅速な新庁舎整備を求める決議案に賛成します。

○議長（桑原）ほかに討論ありますか。反対討論、大江議員。

○5番（大江）5番、大江です。新庁舎の建設予定地に関する決議に反対する立場で反対します。町長は公約ではあの合同庁舎の建物を使いますと公約でおっしゃっています。私たちは住民の代表でありまして、住民の数多くからあの建物を使うと言ったじゃないかという声を多々聞きます。ですから、この決議案をする前に町長の住民説明がまだ不

十分だと考えます。この住民説明をした上でこの決議案はするべきだと思います。よって、まだこの決議は時期尚早と考えております。

よって、私は反対の立場にいたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）賛成討論、佐中議員。

○15番（佐中）発議第1号、新庁舎の建設予定地に関する決議案について賛成討論を行います。率直に言って、反対をされる理由がよく分かりません。それは一番基となっている数多くの基本構想や基本計画にこれまで賛成をしておいて、今更になって反対とは議会の議員としての資質に関わる問題が含まれているからでございます。

それは、前町長のとき、平成23年12月6日、庁舎建設候補地についての決議、11対3で可決をし、反対は大江、兼山、桑原の各議員でした。内容は県合同庁舎、南昭和町14の19を役場庁舎移転建設用地として決定をし、早急に手続きを進めるよう、強く求めるものでございました。中々進めようとしないので、平成25年12月の定例会、庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例案を議員提案により可決、住民投票で決めようと、議員提案で全会一致で可決をいたしました。

しかし、前町長はその後約2年間で4回も住民投票を延期し、5回目にして、ひどいのは町長が判断したときとして、年月日を指定しないなど、議案を提案し、議会は否決をいたしました。そして、何が何でも駅前を主張され、町政を停滞させてきました。

その後、西田町長が誕生し、2015年11月ですが、庁舎の建設場所は県合同庁舎跡地として主張し、一丁目1番地として当選をされ、西田町長の当選は大半の議員は事実上住民投票と同類とみなし、住民投票条例の廃止を求めて、住民投票廃止条例を可決いたしました。これは平成27年12月3日です。条例案は11対3で可決をし、廃止となりましたが、反対した議員は、大江、兼山、桑原の各議員でした。

住民投票を延々と延ばし、今度は廃止条例案には反対。これでは行政が停滞をし、はじめがつかなかったため、町政が混乱し、停滞につながっている一つの要因でもあります。

それが長期に度々重なって、JR高架事業の中止や再々見直しの要因の一つでもあります。また、住民投票の費用がおおむね850万円掛かりますが、これの節約にもつながります。

これまでの計画と議員の態度は問題は数多くあります。平成28年6月9日の定例会で海田町新庁舎整備基本構想策定に関わる補正予算が可決いたしました。それは、県海田

庁舎耐震診断費1,300万のうち800万円を削除し、新庁舎整備基本構想策定業務委託500万円のみを可決いたしました。原案に賛成し、修正案に反対したのは、富永、下岡、岡田、前田、佐中の各議員でした。しかし、10対5で800万削除に修正を可決されました。

このことは、現在の建物の耐震調査はしないで取り壊して、新築で基本構想策定業務委託として認められました。これは南昭和町の県庁舎を前提にしたものであります。その場所に反対するならば、1,300万円全額削除すべきであったと考えます。

先ほどの反対討論の中では、そのことを言われましたけれども、全く当たらない。二つ目には、平成28年9月6日、9月定例議会で第4次海田町総合計画後期基本計画を全会一致で可決いたしました。その中に、明確に記入してあるのが新庁舎整備の推進、広島市東部地区連続立体交差事業に対応するとともに、利便性、機能性、効率性、費用対効果など考慮しつつ、県海田庁舎の跡地を候補地として庁舎移転を計画的に進めます。議会はこれを全会一致で可決しております。

問題の三つ目、1と2の基本となる議案に全会一致で決め、ところが、平成29年4月28日の臨時議会で補正予算でデザインから設計までをプロポーザル方式、81万円を提案されましたが、多数決で可決。場所については了解の下で、候補について反対された議員は6名、小田、竹本、大高下、大江、兼山、久留島の各議員でした。また、平成29年11月9日、新庁舎整備基本計画における議会機能について説明があり、また12月22日は海田町新庁舎整備基本計画素案について、この基本計画において新庁舎の建設候補から建設予定地として位置付けられております。

そして、今、委員長から庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会中間報告が委員長報告で行われました。どの議員からも意見も異議もありませんでした。議会の議題として提案された議案は黙するは遇するという原則がございます。賛成をしておいて反対とは、私は全く議員としての資質や資格に問われる問題が含まれているというように思います。

特に、反対をされた兼山議員は監査委員でもあります。監査委員は人格が高潔で地方自治体、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関して優れた識見を有するとされており、監査委員は複数いるが合議制ではありません。一人ひとりの独任制であるため、監査委員会とは、会とは言わないのはそのため、独立の機関の重要な権限の立場にあります。

これまでの態度と発言は一貫していないし、大きく矛盾をしている。自ら襟を正し、

品行方正で監査の執行について、執行部から見ても住民から見ても議会の議員から見ても、好き勝手に変更されたら何を基準に事務を進めたらよいのか分からなくなります。

町政が混乱する大きなおそれがあります。職務遂行に当たっては常に公正不偏の態度、これは監査法198条の中にも明記されております。最初から、基本構想や基本計画に反対をし、修正、意見の保留、採決に、あるいは棄権等をするのなら何も言うことは私はありませんけれども、これまで基本部分を全て賛成して、途中で基本部分に反対するのは混乱を招く大きな要因でもあります。

よって、長年の念願である役場の建設場所を早期に決めて、そして、JR高架も早期に実現を進める手続きをするよう、協調をし、よって、本議案、新庁舎の建設予定に関する決議案について賛成する討論を終わります。

○議長（桑原）ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。発議第1号について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）着席してください。起立多数と認めます。よって、発議第1号は可決されました。なお、ただいま議決をいたしました決議書については町長に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）諮問第1号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員であります俵尚子さんが平成30年3月31日をもって任期が満了することに伴い、委員の推薦について意見を求めるものでございます。推薦をする者の氏名は引き続き、俵尚子さんでございませぬ。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）それでは諮問第1号、人権擁護委員の推薦について御説明をいたします。議案書の2ページをお開きください。現人権擁護委員であります俵尚子さんの任期が平成30年3月31日をもって満了となることに伴いまして、引き続き、俵尚子さんを

人権擁護委員として推薦するものでございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住民で人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、議会の意見を聴いて、町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。委員の職務の内容でございますが、人権擁護委員法第1条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図ることでございます。委員の任期は3年でございます。

それでは、俵尚子さんの経歴について御説明いたします。生年月日は昭和27年8月12日で現在65歳でございます。住所は議案書に記載のとおりでございます。平成13年12月から海田町民生委員児童委員を務め、平成28年12月には同協議会の会長に就任しております。

また、平成15年4月から海田町社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員を、平成18年4月から海田公民館運営審議会委員を務めておられるなど、多方面にわたって御活躍されておられます。人権擁護委員には平成21年4月に就任され、現在まで活動されております。これまでの長年の実績を踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。人権擁護委員といたしますと、人権問題とかトラブルに関する相談、そして、人権の啓発活動を行うというふうに認識していますけれども、法務省が人権擁護の啓発活動の強調事項というものを毎年出されておりました、この中に、十五、六項目、毎回あるんですけれども、その中の平成29年は14、15項目の中にLGBT、いわゆる性的マイノリティーの方への配慮といったこと、啓発活動といったことが強調されております。そういったことも踏まえて、2009年からこれが明記されているんですけれども、この俵さん、推薦されている方、平成21年からされているということで、この3期の間この方はこういったことも踏まえてきちんと研修などをされて、見識を深めていらっしゃるって、更に町が推薦することで再任されてからはそういったことも含めてしっかりと啓発活動を行うというふうに町の方が認識されて推薦されているのか、町の考えを教えてください。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）人権擁護委員の俵さんでございますが、法務局の方でLGBTも含めた研修等を受けていると聞いております。前回の議会でも質問がありましたけども、相談については、今までLGBTについての相談は今のところはないというふうに聞いております。

今後ですけれども、再任に当たり、本人様にも確認いたしました。一応、相談とか啓発活動も積極的に活発にやっていきたいということで、今回、推薦を出させていただきました。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。

これより、諮問第1号について採決を行います。お諮りします。諮問第1号について、俵尚子さんを適任とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、諮問第1号については俵尚子さんを適任とすることに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、同意第1号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第1号、教育委員会委員の任命の同意について。教育委員会委員であります林孝さんが平成30年3月23日をもって任期が満了することに伴い、教育委員会委員の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き、林孝さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）同意第1号、教育委員会委員の任命の同意について御説明いたします。議案書の3ページをお開きください。現教育委員会委員の林孝さんの任期が平成30年3月23日をもって満了となることに伴いまして、引き続き、林孝さんを教育委員会委員としてお願いするものでございます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命するもので、任期は4年でございます。

教育委員会委員の職務の内容でございますが、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の職務権限等について管理し、執行するものでございます。

それでは、林孝さんの経歴について御説明いたします。生年月日は昭和28年12月12日で、現在64歳でございます。住所は議案書に記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和56年4月から広島大学教育学部助手を務められ、平成元年4月から広島大学学校教育学部助教授、平成13年4月から広島大学大学院教育学研究科助教授、平成20年5月から広島大学大学院教育学研究科教授、平成23年4月から平成27年3月まで広島大学附属東雲小学校長及び同東雲中学校校長に就任されておられます。また、平成14年3月から海田町教育委員会委員として御活躍されているところでございます。これまでの実績を踏まえ、適任と判断し、任命の同意をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、同意第1号について採決を行います。

お諮りいたします。同意第1号について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第1号については、これに同意することと決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第1号議案、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴

う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第1号議案、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）それでは、第1号議案、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。議案書の4ページ、併せて資料1の条例の概要及び資料2の条例新旧対照表をお願いいたします。説明については、資料1の条例の概要により御説明をいたします。

この度の条例の制定につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律において、高齢者の医療の確保に関する法律の住所地特例に関する規定が見直されたことにより、県外の市町村に住所を異動し、住所地特例の適用を受けている国民健康保険の被保険者が75歳に到達等により、後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した際は、引き続き、住所地特例を適用し、従前、住所地が加入する後期高齢者医療広域連合を保険者とするよう見直されたものでございます。

併せて、重度心身障害者医療及びひとり親家庭等医療制度についても同様に住所地特例の適用を引き継ぐよう見直ししております。

資料2ページをお願いいたします。2の住所地特例の適用例についての表を御覧ください。この度の見直しによる変更点は、(2)の下段の適用例の網掛けをしておる部分でございます。海田町から県外の病院に入院又は施設へ入所され、住所地特例となった国民健康保険の被保険者が75歳となって、後期高齢者医療の被保険者となる場合、平成30年4月1日以降は、国民健康保険の住所地特例を引き継いで、後期高齢者医療については、広島県の後期高齢者医療広域連合が保険者であり、資格管理、保険料の徴収等は海田町が事務を行うこととなるものでございます。

今回の見直しによりまして、重度心身障害者医療及びひとり親家庭等医療費制度についても同様に住所地特例の適用を引き継ぐこととするため、関連する3条例を整理するものでございます。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

以上で第1号議案、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。兼山議員。

○6番（兼山）6番議員、兼山です。監査の話がありましたけど、その立場で言うのもあれですが、この第1号議案の標題についてちょっとお聞きしたいんですが、この第1号議案は高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴い、関係する三つの条例が、それを一つに改正しています。例えば、6ページを見ますと、2号議案の標題なんですけど、これは所得税法が掛かってくる改正に伴って、1条、2条、関係する二つの条例が一つに改正されています。どっちにしても、これは提案理由が法律が改正されたことに伴う関係する条例の改正なんですけど、この1号議案の題名というのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例、隣の第2号でしたら、及び海田町、一部を改正する条例となっているんですね。最初に言わせてもらったこの題名、この題名の違いは一緒なんですけど、題名が違うというのはこれはどういうことでしょうか。それを聞かせてください。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）まず、第1号議案の方の御説明でございますが、これは先ほど申しましたように、大元の法律に伴って、高齢者の医療の確保に関する法律がまず一部改正されました。それに伴って、今回、関連する三つの条例を併せて1本で整理をさせていただいておるといふ、いわゆる法制上の手法の一つが第1号議案の方でございます。

したがって、内容的には高齢者の医療の確保に関する法律の55条の2の部分が、それぞれの三つの条例の中にこの住所地特例の規定を設けたという手法で作っておるものでございます。

○議長（桑原）よろしいですか。兼山議員。

○6番（兼山）3年前ぐらいの資料をずっと読み返してみましたら、三つの条例を一つに改正する場合でしたら、条例等の一部を改正する条例と書いてあるんですね。それでいいんじゃないかと感じたので、ここで指摘したんですが、それで今回、次長が答弁したとおりで、これで大丈夫だということでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この改正手法につきましては、まず、第1号議案につきましては、そ

の法律名を出しまして、表して、改正することが、一番改正の理由を明確に表すという趣旨がございますので、住所地特例、同じ改正理由でございますから1本にまとめて、改正をさせていただくということで、こういった題名を付けさせていただいております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。それはちょっとおかしいんじゃないんですか。片方の所得税法が変わったがために変える訳でしょう。そしたら、所得税法の改正に伴い、関係条例を整理すべき条例に変えるべきでしょう。きちんと同じような形で同じような整理をするのが総務課の仕事じゃないんですか。法制管理するところの仕事じゃないんですか。だから、違うのは違っていい。条例が間違っていないことは認めますけども、同じような形で条例を上程してくるのが、それは総務課が整理すべき案件じゃないんですか。どうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）もちろん、総務課の方で整理をさせていただいた結果、今、第2号議案の話をするのがいいのかどうか分かりませんが、二つの条例を1本で改正する場合、これも同じように所得税法の改正ではございますが、同一の理由により2本のみの条例改正ということで、両方の条例名を及びでつないで題名とさせていただいておりますので、適正な法制だと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）僕が言っているのはそうじゃなくて、同じような形で同じように分かりやすく条例名を出してくるべきじゃないんですかと。僕は条例が間違っているというんじゃないんですよ。だから、それを整理するのが総務課としての責任がある立場じゃないかということが、まず言いたいこと。

次にもう1点。法律が変わって、法律の関係で、後期高齢者が変わるの理解できません。ところが、県条例で定めておる重度心身障害児と乳幼児、これ、県条例で定めているもの、国の法律で定めている条例でやっているものが他県に及ぶことができるんですか。ちょっとそれが理解できないので。広島県条例で作られたのがひとり親と重度心身障害児については、県条例で定められた、確か、国の法律で定められている医療費じゃないような気がするんですが、それが他県に及ぶんでこういう制度が使えるんでしょうか。その2点をお願いします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）確かに議員が御指摘のとおり、県条例での制度でございますが、県で定めております福祉医療費の補助金交付要綱におきましても、同じように改正がされておりますので、他県にも制度が及ぶと考えております。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）条例改正等における法制執務につきましては、もちろん、総務の方としても適正な条例改正の手法というものを御提案させていただいておるものと考えております。今後につきましても、そういった職員の意識等を持ちながら、適正な条例案の提出について勉強させていただきたいと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）さっきの説明でよく理解できないんです。県条例でやっとなら、よその県も同じように全部変えるんですか。そうでなかったら、広島県に入ってきた人間は住所を移せば重度とひとり親については、広島県が負担し、例えば、広島県の者がよその県に行った場合には広島県が負担する。全部の県がまとめてそういう制度改革するんであれば、当然のこと、これ理解できますが、広島県だけやったということは、広島県だけが逆に損する格好ですよ。その辺も理解して制度改革をやられるんでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）確かに議員さんがおっしゃるように、広島県につきましては住所地特例についてそれぞれ担当するように今決めております。他県につきましては、それぞれの県で決める、市町で決めるというところを理解した上で、本町といたしましては福祉医療という点を考えてこのように条例改正をさせていただきました。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第1号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第1号議案については原案のとおりこれを

決します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第9、第2号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第2号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。所得税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきまして担当者から説明させます。

○議長（桑原） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤） それでは、第2号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。資料3の条例の概要及び資料4の新旧対照表を併せて御覧ください。説明につきましては、資料3の条例の概要で御説明させていただきます。

1の条例の改正内容でございますが、所得税法の改正における配偶者控除の見直しにより、控除対象配偶者の指し示す範囲が現行より狭くなることから、重度心身障害者医療費及び乳幼児等医療費の対象者における支給制限の範囲を現行と同様とするため、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものでございます。

次に、2の所得税法の改正内容でございますが、所得税法第2条の定義が改正され、改正前の控除対象配偶者の用語の意義は給与所得者の合計所得金額は制限なし、配偶者の合計所得金額は38万円以下とされていましたが、改正後の所得税法では給与所得者の合計所得金額が1,000万円以下となり、改正後の同一生計配偶者が改正前の控除対象配偶者と用語の意義が同様となったことから、医療費の対象者における支給制限の範囲を現行と同様とするため、条例を改正するものでございます。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

以上で第2号議案についての説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りします。第2号議案について採決を行います。第2号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第2号議案については原案のとおり、これに決します。

暫時休憩をします。再開は10時40分。

~~~~~○~~~~~

午前10時20分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第10、第3号議案、海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第3号議案、海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。介護保険法の一部改正に伴い、国の基準に準拠した町の基準を定めるものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）それでは、第3号議案、海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について御説明いたします。

議案書は7ページ、併せて資料5の条例の概要を御覧ください。説明につきましては、資料5の条例の概要により、御説明いたします。

この度の条例制定につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、平成30年4月1日から都道府県から市町村へ居宅介護支援事業所の指定権限等が移行することから、国の基準に準拠した町の基準条例を制定するものでございます。

2の制定に当たっての基本方針のとおり、条例の制定に当たっては、国の基準をもって海田町の基準とし、町独自の変更点はございません。

次に3の主な内容でございますが、まず、(1)の趣旨についてでございますけれども、居宅介護支援については介護支援専門員による要介護認定者の介護サービス計画、いわゆるケアプランの作成業務のことを指しておりました、その事業を実施するための人員や運営に関する基準を設けるものでございます。

(2)として、指定居宅介護支援事業者の申請者の資格は法人といたします。(3)の基本方針につきましては、指定居宅支援事業者は当該事業の利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むよう配慮するなど、アからエまでの4項目について定めております。

2ページをお願いします。(4)として、指定居宅介護支援事業者は1名以上の人数の介護支援専門員を置き、管理者は常勤の主任介護支援専門員としております。

(5)の運営に関する基準につきましては、指定居宅介護支援を提供する際の重要事項の説明や利用者の同意など、いわゆる事業の実施に当たり、必要な基準を定めております。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

以上で、第3号議案、海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第3号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第3号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第3号議案については原案のとおり、これ

を決します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第11、第4号議案 海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第4号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原） 福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤） それでは、第4号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は22ページ、併せて資料6の条例の概要及び資料7の条例新旧対照表を御覧ください。説明につきましては、資料6の条例の概要により御説明いたします。

この度の条例改正につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、国の基準省令に準拠し、町の基準等を定める条例の一部を改正するものでございます。

2の基本方針のとおり、条例改正に当たっては、基準省令の見直しであることから、これまでと同様に町において独自の基準を定めることはせず、国の基準と同様の内容といたしております。

次に3の主な改正内容でございますが、(1)(2)(4)(5)及び2ページの(6)の各サービスにつきましては、いわゆる地域包括ケアシステムの整備のため、地域に根ざした各サービスの普及を推進するという観点から、人員基準等を緩和する規定を設けるものでございます。

(3)については、新たに共生型地域密着型通所介護が創設されます。これは障害者福祉制度のデイサービスの事業者として指定を受けられておる場合に、緩和した基準で介護保険サービスの事業者として指定が可能となる、そういう規定を設けるものでございます。

2ページをお願いいたします。(7)の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

では、いわゆる緊急時等の対応方針を定め、重要事項に記載するよう運営基準を変更しております。

(8)の共通事項の1点目として、アからウの事業を対象に身体的拘束等の適正化を図る観点から、対策委員会の定時開催、それから、適正化のための指針の整備等、運営基準を変更いたしております。

また、共通事項の2点目としては、各事業の管理者や代表者の資格要件である実務経験の対象となる事業所として、またあるいは協力医療機関として介護医療院を追加するものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

以上で、第4号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○8番（住吉）8番、住吉です。2点、お伺いします。まず、今回の条例ですが、基準緩和するものが主なように取り上げられてます。確かに現場で働く方々の善意で成り立っているのがこの国の福祉でありまして、うちの親がそうなんですけども、本当に頭が下がる思いなんです。ただ、あまりにもこういった基準を緩和する、逆にサービスの低下につながるのではないかと思います。その点は心配ないのでしょうか。

2点目。身体的拘束等の適正化を図る観点から、79条に新たに3項付け加えるようですが、これは私の勘違いだったら申し訳ないんですが、医療機関においては確かに拘束は認められていたかと記憶しております。こういった介護施設においても新たに拘束を認めるという形になるのでしょうか。それとも、従来から拘束は認められていたのでしょうか。

以上、2点です。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）まず1点目のいわゆる基準を緩和するという部分で、これがサービスの低下に当たらないかという御質問であったと思いますが、この度の基準緩和はいわゆるサービスを、この地域密着型サービスの種類が今町内においてもまだまだ普及はしておりません。そういった意味で基準を緩和することによって、いろいろな事業者さんが参入できる、そういったことの観点からの基準緩和でございますので、いわゆる

サービスが低下するような基準の緩和の措置ではございません。

それから、身体拘束の件でございますが、いわゆる介護保険の施設では基本的には身体拘束というのはございませんが、ただし、御家族の同意を頂いておるとか、例えば胃ろうをされておる方がこの針を抜く、こういったことを防ぐためのものは当然御家族に御説明をし、了解を得られたものについては現在も可能ではございます。

ただし、それを今度は定例的な委員会を開催するとか、御家族への説明を義務付けるでありますとか、そういった細かい部分で規制が逆に掛かったような基準の変更となっております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）先ほど、参入を促進するための基準緩和という答弁をなされましたが、これを見る限り、利用定員が増えていますね。いいですか。そういった部分においては、やはりサービスの低下につながるのではないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）まず、地域密着型サービスということでございますので、いわゆる海田町に住民票がある、海田町の保険者の方がまず対象となります。ということは、それだけで事業を進めようとするときに、枠組みといいますか、まずそこが少ない。それに持っていきまして、今のようなその定員が少なければやはり事業運営が非常に難しくなる。いわゆる事業者さんが定員を増やすことによって、経営的に今よりは楽になるような基準の緩和という意味でございまして、それには定員は増やしますけども、人員の方の基準は十分に満たされるということで判断をしておりますので、サービスについて低下というのはここでは考えられないというふうに認識をしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）私も同じような質問になりますけども、例えば、今一番分かりやすい（4）ですか、職員数、1人で9人を見よったものが1人で18人になりますよね。言われるように、そうすることによって、ほかの参入者が利益が出るから参入者が確かに入りやすくなってくる。現在の経費でそれは入ってくる、9人の定員が18人になるから、9人分増えますから、収入が。それは理解します。

反面、そこに入ってくる、9分の1だった受ける側、9分の1だったものが18分の1に変わる。そうすることによるサービスの低下があるのではないか。多分、住吉議員の

質問の中にはそういうものが含まれておったのではないだろうかと思われるんですが、それを考えても、要は地域密着型、そこに海田町に限定するために事業者が増えたほうがサービスの利用はしやすくなるという観点から判断されたんでしょうか。そうでなければ、当然、国の基準よりもうちは厳しくしててもいいんじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）まず、利用の定員の増の部分についてですが、確かにこれは先ほど御説明したように、いわゆる事業運営が楽になって事業の参入がしやすくなる。ただし、その反面、そういうサービスの低下に当たる部分は心配ないのかという御質問であらうかと思いますが、これについては先ほど申しましたように、いわゆる現在の人員基準であってもこの定員以内に増やしても大丈夫であるという、国の検討の中で、この基準省令がこの度修正が掛かったものでございます。

ですから、そこまではこの基準でいっても十分に安全であるとか、サービスの部分については大丈夫であると、その国の基準に従って町の方も合わせてやらせていただいています。

じゃ、町が新たな独自の厳しいものを作らなくてもいいのかという部分になろうかと思うんですが、これは逆に事業者さんにそこそこの市町が違う基準をそこで持っていくと、またその事業者さんが混乱をされるといいますか、ある程度国の基準に基づいて、各市町がある程度そろったものでやっていかないと、また事業者さんが混乱をされるという部分も一部入っておるといふふうに認識しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）私が聞いているのはそんなややこしいことではなくて、要するに、9分の1が18分の1になったとしても、事業者が参入されて利用者が利用しやすくなるほうを選んだんですかと、そのリスクはあるかもしれないけど、その事業者が参入しやすくなることを選んだんですかという質問をしたんですが、それはどうなんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）現在、海田町においても高齢化がやはり進展はしております。地域密着型のサービスということで、認知症などのどうしてもデイサービスに行かないと介護が厳しくなるという状況の家庭は今後も増えていくと考えておりますので、今の9人から18人に増える、ですけれども、それだけのスタッフの力量等もそれで対応できる、

人員も対応できるということであれば参入しやすくしていただいて、海田町の中で同様の通所介護の場所を増やしていくということが大変重要だというふうに考えまして、このような御提案をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。これで例えば、何か不具合が、不具合いうか、トラブルがあった場合、それで海田町の権限いうんか、そういうふうなのが、海田町に、調査とか、そういうふうな権限があるのかないのかで、例えばある場合だったらこの条例のどこに書かれているのかをお願いいたします。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）まず、地域密着型サービスでございますので、その事業者が事業を始められるときの指定の認可の部分から、全て町の方で関わりを持ちます。それで、例えば違反等が出た場合、当然ながら何年間に1回のいわゆる指導というのも町の方で行ってまいりますし、そこで発見されたような場合には、一番最悪は指定の取り消しという権限も町の方にございます。

それで、そのことはこの度の条例の中身には入っておりませんが、地域密着型サービスのそういう指定の権限とかいう話は介護保険法の方で規定がございまして、町にその権限がございます。

○議長（桑原）ほかに質疑がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第4号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第4号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第4号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第12、第5号議案、海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の

人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第5号議案、海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）それでは、第5号議案、海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は32ページ、併せて資料8の条例の概要及び資料9の条例新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては資料8の条例の概要により御説明いたします。

この度の条例改正につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、国の基準省令に準拠し、町の基準等を定める条例の一部を改正するものでございます。

2の基本方針のとおり、町の基準等を定める条例の改正に当たっては基準省令の見直しであることから、これまでと同様に町において独自の基準を定めることはせず、国の基準と同様の内容といたしております。

次に、3の主な改正内容でございますが、要支援認定者を対象とする地域密着型介護予防サービスのうち、(1)の介護予防小規模多機能型居宅介護については、人員基準の見直しとして介護従事者が兼務できる事業所として併設をする介護医療院を追加するものでございます。

(2)の介護予防認知症対応型共同生活介護については、運営基準の見直しとして第4号議案で御説明をした要介護認定者と同様に、身体的拘束の適正化を図る観点から対

策委員会の定期的開催や適正化のための指針の整備等について定めております。

また、(3)の共通事項として、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護について、管理者や代表者の資格要件である実務経験の対象となる事業所、あるいは協力医療機関として介護医療院を追加するものでございます。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

以上で、第5号議案、海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。このことについて、過去、何度かお尋ねしておりますが、この介護施設というのか、いわゆる町が内部監査というのか調査に入れないということで、過去ずっと言うてきておるが、独自に抜き打ちでも調査に行かれるのかということなんです。

その辺のことについての規定というのか、それはどうなっているのか。いわゆる国の基準か何かに準じて決めているんだということなんです。従来は、直接入れなかった。今度はその地域の者ですぐ行けるのかどうか。そこの内部にね。実際、あなた、どういう介護のやり方しておるんかとか、先ほど来、身柄の拘束とかいろいろあったけども、不平不満があったときに、ぽっと抜き打ちで行けるんかどうか、その辺のこと。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）ちょっと繰り返しになる部分があるかもしれませんが、まず、地域密着型サービスというのは町に全て指定の権限でありますとか、指導監査の権限がございます。したがって、今、前田議員がおっしゃられるようなものが地域密着型サービスでそういう状態が出た場合には、当然、海田町が検査、指導に入ることは可能でございます。

○議長（桑原）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。

○11番（岡田）今の介護予防小規模多機能型居宅介護サービスと、その次の介護予防認知症対応型共同生活介護施設、これは海田町にはどれぐらいあるのか、二つそれぞれ、ちょっとお願いいたします。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）まず、介護予防の小規模多機能型居宅介護は蟹原にございます海田じらく房さんでございます。それから、認知症対応型共同生活介護はグループホームでございますので、町内では、安芸ひまわりさんとニチイケアセンター広島海田、蟹原にございます。この2か所でございます。

○議長（桑原）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第5号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第5号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。

よって、第5号議案については原案のとおり、これを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第13、第6号議案、海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第6号議案、海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）それでは、第6号議案、海田町指定介護予防支援事業者の指定

の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書は34ページ、併せて資料10の条例の概要及び資料11の条例新旧対照表を御覧ください。説明につきましては、資料10の条例の概要により御説明をいたします。

この度の条例改正につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、国の基準省令に準拠し、町の基準等を定める条例の一部を改正するものでございます。

2の基本方針のとおり、条例改正に当たっては基準省令の見直しであることから、これまでと同様に町において独自の基準を定めることはせず、国の基準と同様の内容といたしております。

次に、3の主な改正内容でございますが、要支援認定者を対象とする介護予防サービス計画、いわゆる予防のケアプランを作成する事業者、本町でいいますと、地域包括支援センターでございますが、その基準について見直しが行われたものでございます。

(1)では、計画作成者と連携をとるべき対象者として、障がいを持つ方の情報連携先として指定特定相談事業者、これを追加しております。

次に、利用者保護の視点から、(2)では利用者がサービスを開始する際に、複数のサービス事業者を紹介するよう求める。これが可能となり、(3)ではサービス利用に際して開催をするサービス担当者会議に利用者の家族が参加できる規定を追加しております。

また、(4)と(5)の規定については、地域包括ケアシステムの構築に必要な医療と介護の連携をより密接なものとするために、主治医等との情報連携について規定をするものでございます。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

以上で、第6号議案、海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第6号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第6号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。

よって、第6号議案について原案のとおり、これを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第14、第7号議案、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第7号議案、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の設置基準を定めるものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(桑原) 建設部次長。

○建設部次長(龍岩) それでは、第7号議案、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の36ページをお開きください。併せて資料12、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

今回の改正については、政令第8条第1項の規定により定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は100分の50とするというものでございます。これは政令が当該都市公園の敷地面積に対する割合は100分の50を超えてはならないというものから、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないというものに変わったことに伴い、都市公園に設ける運動施設の設置基準を条例で定めるものでございます。

町内公園の現状から、これまでと変わらない100分の50を採用することとし、都市公

園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正することとしております。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑があれば許します。下岡議員。

○7番（下岡）7番、下岡です。この運動施設ですけれども、これはどういうふうに定義されているのかということと、100分の50となっていますけれども、100分の50以下とか未満とか何とかいう言葉が後につくんじゃないですか。100分の50と定めたら100分の50にしなさいということですから、面積の半分をそれに充てなさいというふうに読めるんです。その2点。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず1点目の運動施設の定義でございますが、都市公園法の施行令に書いてございますが、体育館であるとか野球場であるとか陸上競技場であるとかといった施設がこれに該当するものでございます。

それから、100分の50ということでございますが、政令には定める値を超えてはならないという記述がございますので、この値を100分の50とする。すなわち100分の50を超える施設は運動施設の面積は適用ができないという解釈になると考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第7号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第7号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）なしと認めます。よって、第7号議案については原案のとおり、これを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第15、第8号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算から、日程第19、第12号議案、平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算までを一括議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第8号議案から第12号議案、平成29年度海田町一般会計ほか4会計補正予算、第8号議案から第12号議案までを一括で御提案申し上げます。この度の補正予算につきましては、私立保育所と保育事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 第8号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

なお、この度の補正予算では事業の執行残の整理や決算見込みに伴う各事業費や臨時職員賃金等の増減、また国交付金の内示率の低下に伴う関係事業費の調整等の予算措置を行っております。

その他、精算に伴う前年度国県支出金の返還金の増や、この度の特別会計の補正予算に伴う繰出金の増減等、件数が繰り返し多く出てまいりますので、個別の説明は省略させていただきます、主な増額事業等について説明をさせていただきます。

それでは初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料13の平成29年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。

資料13の15、16ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の防犯灯管理事業については、防犯灯電気料金が見込みを上回ることにより、75万円増額するものでございます。

次に、21、22ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の上から三つ目、3の上下水道使用料減免事業については、減免対象世帯が見込みを上回ることにより、10万6,000円増額するものでございます。

次に、23、24ページをお願いします。24ページ下段の2の障害者地域生活支援事業については、利用が見込みを上回ることにより、190万4,000円増額するものでございます。

次に、25、26ページをお願いします。中段、福祉医療費の重度障害者医療費給付事業については、対象者が当初見込みを上回ることにより、342万9,000円増額するものでございます。

次に、27、28ページをお願いします。児童福祉費の保育所費の、28ページの下から二

つ目、3の私立保育所等保育事業については私立保育所の入所児童数が当初見込みを上回るなどから、2,392万3,000円増額するものでございます。

次に、33、34ページをお願いします。衛生費、保健衛生費の下段、不妊治療費助成事業については、申請者が当初見込みを上回ることにより、210万円増額するものでございます。

次に、55、56ページをお願いします。教育費、小学校費の上段、小学校管理運営事業については、電気使用量が当初見込みを上回るなどにより、111万1,000円増額するものでございます。

次に、61、62ページをお願いします。保健体育費の上段、スポーツ推進委員協議会運営事業については、推進委員の増員等により22万円増額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。歳入につきましても、額の確定や決算見込み、歳出の補正に連動した特定財源の増減、また内示率の低下に伴う国の交付金の減等がございますが、件数が繰り返し多く出てまいりますので、これら個別の説明は省略し、主なものについて説明させていただきます。

それでは、1ページ、2ページをお願いいたします。まず、1款、町税でございますが、決算見込みに基づき、町税総額では4,233万2,000円を増額するもので、その内訳として個人住民税及び固定資産税についてはそれぞれ増額、法人町民税及び町たばこ税についてはそれぞれ減額するものでございます。

次の3款、利子割交付金から、9款、地方特例交付金までの各項目については、県の指示額等に基づき、それぞれ増減するものでございます。

続きまして、3ページ、4ページをお願いいたします。10款、地方交付税につきましては、福祉事務所設置町に係る生活保護費分について従来特別交付税で措置されていたものが平成29年度から普通交付税で措置されるように制度変更されたことに伴い、それぞれ普通交付税の増、特別交付税の減となっております。なお、交付税総額では7,303万9,000円の減額となっておりますが、こちらについては普通交付税の従来分について、主に町民税に係る基準財政収入額が当初見込みを上回ったことによるものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。16款、財産収入の8ページの上から三つ目、普通財産売払収入については常時公募方式により売り払いに出していた新町地内の町有地売払収入と公用を廃止した里道及び水路の売払い収入、合わせて

1,326万9,000円増額するものでございます。その内訳は、新町地内町有地が970万円、公用廃止した里道、水路分が356万9,000円でございます。

次に、18款、繰入金の財政調整基金繰入金については、財源調整のため、1億9,754万3,000円減額するものでございます。

次に、一番下の段の21款、町債につきましても、事業費の低下や起債対象の見直し等により、それぞれ増減を行っております。

続きまして、議案を御説明いたします。第8号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては既定の歳入歳出予算の総額から3億5,956万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を94億8,567万7,000円とするものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございます。まず、4ページをお願いいたします。こちらは繰越明許費の追加5件で、既存の予算で年度内完了が見込まれない事業について、それぞれ繰越明許費を設定するものでございます。なお、公民館整備事業については、関係資料として資料14を、併せて提出しております。

次に、5ページをお願いします。こちらは繰越明許費の変更2件で、既に議決をいただいている繰越明許費について金額を変更するものでございます。庁舎移転事業については、29年度中に前金払いを執行したことにより事業費から前払い金額を控除した額に減額変更するもので、また住宅建築物耐震改修促進事業については、必要額が見込みを下回ったことによりこの度の減額補正に併せて繰越明許費も併せて減額変更にするものでございます。

続きまして、地方債の補正でございます。6ページの追加2件、7ページの変更6件、8ページの廃止1件でございます。これらは歳出予算の補正で御説明したとおり、歳出事業費の見直し等により、それぞれ追加変更などを行っております。

以上で、平成29年度海田町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（桑原） 上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田） それでは、第9号議案、平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

歳入歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料15の平成29年度補正予算説明書に従いまして、歳出から説明いたします。

それでは、資料15の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理費につきましては、金額の増減はございませんが、財源振り替えによるもので

ございます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。総務費の水洗便所普及費につきましては、貸し付け件数が見込みを下回ったため、150万円の減額をするものでございます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。下水道管理費の公共下水道管理費につきましては、水質検査業務委託料の執行残及び東部浄化センター維持管理負担金の減額などにより、3,460万9,000円の減額をするものでございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。事業費の下水道事業費の公共下水道整備費につきましては、実施設計業務委託料などの執行残及び太田川流域下水道事業負担金などの減により、2,978万6,000円の減額をするものでございます。

11 ページ、12 ページをお願いいたします。公債費につきましては、利率の増加により、利子を40万8,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いいたします。分担金及び負担金の事業費負担金につきましては、障がい者家庭等下水道使用料減免負担金の対象件数が見込みを上回ったため、10万円を増額するものでございます。繰入金の一般会計繰入金につきましては、財源調整といたしまして、3,818万7,000円を減額するものでございます。町債につきましては、西部事業費の減により、2,740万円を減額するものでございます。

続きまして、議案について説明いたします。第9号議案をお願いします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から6,548万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を11億7,173万8,000円とするものでございます。

次に、地方債の補正でございます。議案書3ページ、第2表、地方債補正につきましても、対象事業費等の減により、起債の限度額を減額するものでございます。

以上で、平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）それでは、第10号議案、平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきまして、資料16の平成29年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。なお、この度の補正予算では額の確定や決算見込みによる不要額の整理等を行っておりますが、これらの説明は省略させていただきます。

資料16の11ページ、12ページをお願いいたします。保険給付費療養諸費の一般被保険者療養給付事業につきましては1億5,934万3,000円、退職被保険者等療養給付事業につきましては5,525万5,000円、一般被保険者療養事業につきましては372万2,000円、退職被保険者等療養事業につきましては24万5,000円、一般被保険者審査支払事業につきましては30万円、退職被保険者等審査支払事業につきましては12万1,000円、それぞれ被保険者数の減少及び一人当たり医療費の見込み減の影響により減額するものでございます。

続きまして、13ページ、14ページをお願いいたします。高額療養諸費の一般被保険者高額療養事業につきましては2,576万7,000円、退職被保険者等高額療養事業につきましては938万2,000円、これまでの実績による決算見込みにより減額するものでございます。

続きまして、27ページ、28ページをお願いいたします。諸支出金償還金の償還事業につきましては、療養給付費等負担金及び特定検診等負担金について平成28年度分の精算に伴う返還金が生じたため、1,679万9,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。歳入につきましては、保険給付費の減に伴い、公費負担分が減額されるもの、額の確定及び決算見込みによる整理をしておりますが、これらの説明は省略させていただきます。

それでは、1ページ、2ページをお願いいたします。国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少により、調定額が当初見込みを下回ったため、一般被保険者国民健康保険税を2,449万8,000円、退職被保険者等国民健康保険税を80万円、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、3ページ、4ページをお願いいたします。6款、県支出金、2項の県補助金、財政調整交付金の特別調整交付金の5,413万2,000円の増額は、7款、共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金に比べ、歳出の7款、保険財政共同安定化事業拠出金が多額となるため、公費で補填されることによるものでございます。

9款、繰入金、一般会計繰入金につきましては、保険税軽減対象世帯数が見込みを下回ったことなどにより、2,467万7,000円減額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第10号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から3億5,754万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億3,138万6,000円とするものでございます。

以上で、平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わり

ます。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤） それでは、第11号議案、平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきまして、資料17の平成29年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。保険事業勘定の5ページ、6ページの歳出をお願いいたします。保険給付費の介護サービス等諸費の地域密着型介護サービス給付事業については、サービス受給者の増加により367万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、7、8ページをお願いいたします。地域支援事業費の包括的支援事業、任意事業費の社会保障充実分事業、447万8,000円の減額は臨時職員の人件費の減額と社会福祉協議会への事業委託料の執行残でございます。

次の任意事業、36万8,000円の減額は任意事業に係る臨時職員の人件費の減額でございます。

続きまして、9、10ページをお願いします。地域支援事業費の介護予防生活支援サービス事業費の介護予防生活支援サービス事業につきましては、総合事業の受給者が見込みを下回ったことにより、600万円を減額するものでございます。

次の介護予防ケアマネジメント事業については、総合事業に係る人件費の減額とケアプランの作成数が見込みを下回ったことにより、265万円を減額するものでございます。

次に、11、12ページをお願いいたします。基金積立金の介護給付費、準備基金積立金の基金管理事業については、歳入歳出決算見込みから617万6,000円を増額するものでございます。

次に、13、14ページをお願いいたします。諸支出金の償還金の償還事業については、平成28年度の介護給付費の確定に伴いまして、国庫及び県費の負担金を返還するため、147万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。2款の支払基金の交付金から次の3、4ページ上段の一般会計繰入金の地域支援事業費の繰入金までにつきましては、歳出で御説明をいたしました保険給付費の増額と地域支援事業費の減額に伴う各法定負担分の増減でございます。

続いて、繰越金の前年度繰越金につきましては、繰越額の確定に伴いまして、291万5,000円を増額するものでございます。

次の諸収入の返納金の居宅介護サービス費及び介護予防サービス費返納金につきましては、介護サービス事業者の指定基準違反に伴う返納金として474万円を増額するもので、これは既に全額納付されております。

次に、介護サービス事業勘定について歳出から御説明いたします。17、18ページをお願いいたします。事業費の地域支援事業費の介護予防支援事業については、介護予防ケアプランの作成件数の減によりまして、203万4,000円を減額するものでございます。

続いて、歳入について御説明いたします。15、16ページをお願いいたします。サービス収入の介護予防サービス費収入の介護予防ケアマネジメント収入については歳出で御説明いたしました介護予防ケアプランの作成件数の減により、203万4,000円を減額するものでございます。

それでは、議案について御説明いたします。第11号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から216万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億2,674万5,000円とし、介護サービス事業勘定の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から203万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,670万2,000円とするものでございます。

以上で、平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、第12号議案、平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、資料18の平成29年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。まず、3ページ、4ページの歳出をお願いいたします。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等納付事業については、町が徴収する保険料の普通徴収、滞納繰越分及び延滞金を広域連合に納付するため、216万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いします。後期高齢者医療保険料の普通徴収保険料の滞納繰越分191万2,000円の増額及び諸収入の延滞金25万円の増額は、町が徴収する保険料等収納見込み額の増によるものでございます。

それでは、議案を御説明いたします。第12号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に216万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,116万9,000円とするものでございます。

以上で、平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

この際、議長よりお諮りします。第8号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算から、第12号議案、平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算までの5議案については、予算委員会に付託をして審査をすることといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。

よって、第8号議案から第12号議案までの5議案については、予算委員会に付託することを決めます。

暫時休憩いたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前11時53分 休憩

午後01時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第20、施政方針について町長より申し出がございますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田）本議会に提案しております平成30年度一般会計及び特別会計の各予算を始め、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と平成30年度予算の概要及び主要施策について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、海田町を取り巻く諸情勢について申し上げます。日本経済については、雇用、所得環境の改善が続くなかで緩やかに回復しており、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動リスクに留意が必要ではあるものの、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあると言われております。

また、国においては、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、一億総活躍社会の実現を目指すこととし、平成30年度の地方財政対策については、子ども、子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理や防災・減災対策等に必要な措置を講じるもの

とされています。

次に、広島県内の景気については、生産、輸出、設備投資ともに増加傾向にあり、個人消費も持ち直すなど、全体として緩やかに拡大している状況とされています。

また、県内の雇用、労働情勢についても、昨年12月の有効求人倍率は43年ぶりに2倍を超え、雇用者所得も緩やかに増加するなど、改善が続いていると言われてしています。

このような中、本町の税収の動向につきましては、個人町民税については、雇用・所得環境の改善に伴う給与所得の増加などにより、平成29年度に引き続き、平成30年度も増収を見込んでおります。

一方、固定資産税については、地価の上昇や家屋の新築等による増要因はあるものの、3年に一度の評価替えに伴う既存家屋の経年減価などの影響があります。

また、法人町民税については、企業ごとの年度間の変動が大きいところではありますが、平成29年度は法人税割が減収となり、それらを考慮した上で、平成30年度当初予算の町税総額を見込みますと、平成29年度当初予算と同程度になっております。

次に、就任からこれまでの取組について申し上げます。

平成28年度は、町制施行60周年の節目の年であり、まちづくりの指針となる海田町総合計画の後期基本計画もスタートした年でありました。60周年記念事業については、町民、事業者、各種団体と連携しながら協働で作り上げ、御当地グルメの開発や、織田幹雄さんにちなんだイベントの開催など、町の魅力発信につなげることができました。

また、町の地域資源である旧千葉家住宅の主屋の改修や町のブランディング事業を行い、西国街道エリア等の魅力づくりの推進に取り組んでまいりました。

平成29年度は、かいた版ネウボラを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでまいりました。子育て支援センターや母子保健、妊婦支援事業等のネウボラ事業全体での平成29年度の延べ利用者は12月末時点で3万2,816人となり、海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた平成31年度の目標の達成に向け、順調に推移しております。また、町民の皆様の安全、安心を確保するため、地域で連携し、支え合い助け合う防災体制の確立に向けて、自主防災リーダーの育成等に取り組み、自主防災組織による防災訓練の活性化を図ることができました。

更に、災害時の食糧品や資機材の供給などの支援協定を民間企業と進めた結果、平成29年度は12件、これまでの総数では47件の協定を締結し、災害時の備えが強化されてきています。

また、広域的な連携については、広島市を中心とする広島広域都市圏と、呉市を中心とする広島中央地域連携中枢都市圏における取組を行い、病児、病後児保育や一時預かり事業のサービス利用ができるなど、圏域市町と連携がより深まり、サービスの向上が図られてきています。

次に、今後のまちづくりについて申し上げます。

第4次海田町総合計画後期基本計画に基づき、全国的な人口減少や社会情勢の変化を踏まえながら、海田町らしさを活かしたまちづくりを進めてまいります。

また、海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って、しごとがひとを呼び、ひとがしごとを呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支えることで活力あるまちにするよう取り組んでまいります。

町全体の人口については、平成29年12月末時点で、1年前から252人増加して2万9,838人となり、人口3万人が目前となっております。

また、出生数については、平成29年中に350人が誕生し、総合戦略の最終的な年間目標である335人を上回り、社会増減についても、総合戦略策定以降、毎年度プラスの目標を維持しており、この傾向を維持できるよう取り組んでまいります。

平成30年度は、総合計画後期基本計画を策定して3年目、総合戦略を策定して4年目の年であり、各政策分野に掲げる目標の確実な達成に向けて、施策を効果的に実行できるようPDCAサイクルを確立し、取組を加速してまいります。

今後も、庁舎移転事業、公民館整備事業、広島市東部地区連続立体交差事業等の大規模事業に着実に取り組みながら、暮らしやすさの実現を図り、住み続けたい、住んでよかったまち、行ってみたい、住んでみたいまちとさせていただけるまちづくりを目指して、総合計画及び総合戦略に掲げる施策に全力で取り組んでまいります。

続いて、平成30年度の重点施策に関して、6つの視点から主な新規、拡充の取組について御説明いたします。

1点目は、庁舎移転事業及び公民館整備事業の推進でございます。庁舎移転については、新庁舎整備基本計画を策定する中で、基本構想に掲げるコンセプトや機能の導入をより具体化させ、新庁舎の規模、防災機能、アクセス、事業費用等をお示ししてまいりました。また、新庁舎建設の位置については、議員の皆様にも御議論いただいておりますが、旧広島県海田庁舎敷地を建設候補地から建設予定地と位置付け、引き続き、海田町にふさわしい新庁舎整備の早期実現に向け、基本設計に取り組んでまいります。

また、公民館の整備については、織田幹雄記念館を含め、地域活動や生涯学習、まちづくり等の拠点となる施設の建設工事を行ってまいります。

2点目の子どもがいいきいと育つまちづくりにつきましては、全ての子育て家庭において、子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て支援サービスの充実を図ってまいります。

子どもを産み育てやすい環境づくりは、国、地方における喫緊の課題であり、国では、人づくり革命において、子育て世代の経済的負担の軽減を図り、出生数の増加につなげることを目指すものとしております。このような中、現在、子育てに自信が持てず、育児に不安や負担を感じる保護者もおられ、家庭における子育て力の低下が懸念されております。

また、共働き家庭やひとり親家庭の相談件数の増加、就労形態の多様化などの社会環境の変化により、保育サービスや放課後児童クラブ等のニーズが高まっています。

これらに対応するため、本町では、子育て支援や環境の整備など、様々な施策により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでまいります。

保育サービスについては、増加する保育需要に対応するため、平成30年度中に開所を目指す私立保育所の整備に対して、県の補助金を活用し、支援を行ってまいります。また、町立つくも保育所において、受け入れ児童数を増やすとともに、民間事業者による受け入れ体制の拡大も促していき、待機児童ゼロを目指してまいります。

かいた版ネウボラについては、更なる来所の促進を図るため、新たに妊婦への産前ダイレクトメールを実施し、産前面談の充実を図りながら、早期のリスク把握により支援が必要な母子へのサポートをより手厚くできるよう対応を強化してまいります。

また、パパ・ママスクールや、父親や祖父母向けの家庭ぐるみでの子育て講座を開催し、家庭全体で子育てが行えるようサービスを拡充させてまいります。

更に、乳幼児期の家庭教育については、子どもの基本的な生活習慣や自立心を育成し、心身の調和の取れた発達を促す上で重要な役割であるため、子育て講演会や読み聞かせ教室などの家庭教育支援を新たに行ってまいります。

学童期の児童クラブについては、支援員の配置の充実などにより、児童クラブの安定的運営を図ってまいります。

また、放課後子供教室については、引き続き地域住民等の協力により、季節に応じた様々な体験活動の場を提供するほか、ボランティアによる小学生の学習支援の場、学び

の広場の充実を図ってまいります。

次に、子どもの貧困対策につきましては、親から子どもへ貧困が世代を越えて連鎖すれば、格差が固定化し、社会全体の活力の低下や不安定化にもつながることから、親から子への世代をまたぐ貧困の連鎖の解消を目指してまいります。

かいた版ネウボラでは、妊娠期から就学に向け、切れ目なくリスクを把握し、個々の情報を一元化することにより、経済的不安のある家庭への支援を行ってまいります。

また、広島県をはじめ、関係機関が連携して、貧困等のリスクを抱える家庭が孤立しないよう生活状況や学校での学習などの課題について把握し、きめ細かい指導を行ってまいります。

ひとり親家庭に対しては、母子・父子自立支援員による相談や指導を行うとともに、各種資格等を取得するための給付金などの経済的な支援を行ってまいります。また、引き続き、広島県や広島市と連携し、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を行ってまいります。

次に、学校教育の充実につきましては、夢を持ち、夢を語ることのできる児童生徒の育成を目標に掲げ、町内二つの中学校区で小中一貫教育を推進し、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、地域に開かれた信頼と特色ある学校づくりや教育環境の整備、充実に取り組んでまいります。

不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援するために、適応指導教室において、体験活動や相談活動を通し、社会性、自主性を培うとともに基礎学力の補充を図ってまいります。

中学校給食については、教育委員会において調査、検討を進めておりますので、検討結果を踏まえて、方針を決定してまいります。

教育環境の整備については、海田西中学校をモデル校として指定し、生徒用のタブレットの整備、無線LANアクセスポイントの設置を行い、タブレットを用いた効果的な学習活動の研究を進めてまいります。

3点目の健康づくりの推進につきましては、第3次健康かいた21に基づき、健康寿命の延伸に向け、住民の生涯を通じた健康づくりや疾病予防に取り組めるよう、情報提供や意識啓発、ライフステージに応じた保健サービスの提供に取り組んでまいります。

がん対策については、受診券の個別送付を行い、住民のがん検診の受診に対する意識を高め、受診率の向上を図ってまいります。

食育については、食を通して生涯にわたる健康づくりが実践できるよう思春期世代への食育事業や野菜摂取推進事業等を行ってまいります。また、広島県と共同で実施しているひろしまヘルスケアポイントを活用し、住民の健康づくりの意識が高まるよう努めてまいります。

豊かな高齢社会の形成につきましては、海田町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの強化を図ってまいります。

地域における高齢者への日常生活の支援については、地域包括支援センターを中心とした、相談支援体制の充実に努めてまいります。また、民生委員児童委員、海田町社会福祉協議会など地域の関係機関と連携しながら、地域課題の把握に努め、地域ケア会議などを活用し、高齢者が抱える課題解決に取り組んでまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業については、高齢者が支えられる側から支える側になっていただけるよう、高齢者の人材活用が可能なシルバー人材センターと連携して、新たな基準緩和型訪問サービス事業を実施してまいります。

認知症対策については、認知症サポーター養成講座を受講された方が更なる理解を深め、活動の場を広げることができるよう、ステップアップ講座を新たに開催してまいります。

また、認知症カフェを運営される団体に対して、安定的な運営が図られるよう、新たに支援を行ってまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、第5期海田町障害福祉計画・第1期海田町障がい児福祉計画の理念、目標、課題を踏まえ、障害福祉サービス等の提供体制の充実と、相談、就労及び地域生活の支援の充実等を図り、障がい者、障がい児が自ら望む地域で生活が営めるよう取り組んでまいります。

国民健康保険につきましては、平成30年度は、国保制度の県単位化に伴う財政再編、また被保険者数の減少により、全体の予算規模は大幅に縮減するものの、県単位化を契機として持続可能な制度運営を目指し、10年ぶりに国民健康保険税の税率を見直すこととしております。被保険者の急激な負担増とならないよう十分に配慮しつつ、適切な賦課、収納対策を行ってまいります。

また、特定健康診査の受診率向上のため、自己負担額を平成30年度から無料とし、医療機関との連携等により、被保険者の生活習慣病の予防に取り組んでまいります。

平成30年度は、県単位化により国保制度の初年度となりますが、県が策定する国保運営方針に基づき、円滑な制度移行に努めるとともに、被保険者の皆様に御理解いただけるよう、適切な周知、広報を行ってまいります。

4点目の災害に強いまちづくりにつきましては、防災意識の高揚を図りつつ、地域で支え合い助け合う防災体制の確立に向け、海田町地域防災計画に基づき、消防関係機関をはじめ、住民、地域、企業、町が連携して災害に対する防災、減災体制の充実を図ってまいります。

土砂災害防止法に基づく区域指定が行われた海田東小学校区については、土砂災害のおそれのある区域を周知し、警戒避難体制を整備するため、土砂災害ハザードマップを作成してまいります。

また、海田南小学校区においては、平成29年度に作成した土砂災害ハザードマップを活用した防災訓練を行ってまいります。

また、職員に対しては、水防技術習得訓練、防災教育、職員参集訓練等を引き続き行い、防災体制の強化に努めてまいります。

防災情報伝達体制の充実については、住民への迅速な情報伝達が行われるよう、現在の受信機よりも高処理機能を有する全国瞬時警報システム、Jアラートの新型受信機を導入してまいります。

民間企業などとの災害時支援協定については、支援企業との支援協力を円滑に行うための調整会議や情報伝達訓練等を行ってまいります。

また、災害時避難行動要支援者対策については、自主防災組織等に要支援者名簿を提供できる仕組みを作り、避難時に支援を必要とする方を地域で助け合えるよう、取り組んでまいります。

地域の防災リーダーについては、育成に引き続き取り組み、住民の防災、減災意識の高揚を図りつつ、地域で支え合い助け合う防災体制の確立に努めてまいります。

また、自主防災組織結成の促進と活性化を図るため、自主防災組織の結成を前提として、資機材の購入費用に対する支援の拡充を図るとともに、防災訓練の実施費用に対して新たに支援を行ってまいります。

住宅及び建築物の耐震化については、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に係る支援を行うとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震改修を支援することにより、地震に強いまちづくりをより一層促進してまいります。

また、土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の安全性向上を図るため、土砂災害対策改修に係る支援を行ってまいります。

治水対策については、尾崎排水機の増設について早期の工事着手を、引き続き関係機関に強く要望してまいります。

5点目の交通ネットワークが整い都市機能が充実したまちづくりにつきましては、住民生活や地域活力を支える基盤として、安全性や快適性に配慮した有機的な道路のネットワーク形成を図り、計画的かつ段階的なまちづくりに取り組んでまいります。

広島市東部地区連続立体交差事業については、平成30年2月7日に広島市の申し入れ内容を基本に検討することを合意いたしました。本町としては、一日でも早く事業に着手していただき、町のまちづくりを早期に実現していくことが重要であると考えております。

平成30年度は、鉄道や関連街路の設計に対する地元負担を行ってまいります。

海田市駅南口土地区画整理事業については、駅前広場や海田市駅南口線などの工事が完了いたしましたので、換地処分に係る事務手続を進めてまいります。

また、海田市駅自転車等駐車場整備事業については、配置の見直しを含めた再整備を行ってまいります。

今後は、広島市東部地区連続立体交差事業や街路事業などの整備が進むことで、駅北口と合わせて、駅南口の区画整理事業の効果が更に増大するよう引き続き、拠点づくりと計画的な土地利用の推進に努めてまいります。

また、東広島バイパスや広島南道路については、高架部の早期完成をはじめとした整備の促進を、引き続き国に要望し、交通ネットワークの整備と都市機能の更なる向上を図ってまいります。

都市計画道路の整備については、中店小学校線の早期開通を目指して道路改良工事を実施してまいります。

町道の老朽化対策については、平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業債を活用して、個別計画に基づく計画的な修繕工事等を実施するとともに、老朽化した道路附属施設を把握するため、点検業務を実施してまいります。

町営住宅については、海田町公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営第2蟹原住宅改修工事の詳細設計を行ってまいります。

また、空き家問題については、これまでの調査結果や近隣市町の取り組み状況を踏ま

え、本町に合った空き家等対策計画を策定してまいります。

海田総合公園については、既存施設の改修を行うとともに、第2期整備区域では、ニーズ調査を踏まえて基本計画を策定し、基本設計に取り組んでまいります。

雨水施設については、浜角、蟹原二丁目地区の浸水解消を図るため、中雨水幹線の整備を引き続き行ってまいります。

また、新町地区等の浸水解消に向けた効率的な整備を進めていくため、計画を策定してまいります。

水道事業につきましては、平成29年度に引き続き、水道ビジョンの策定を進めていくとともに、広島県が提案する水道事業広域化の協議会に参加し、広域化の可能性を検討してまいります。

6点目の魅力づくりの推進につきましては、本町の地域資源である旧千葉家住宅や西国街道などを観光資源として活用するほか、町の魅力発信を積極的に進めながら、交流人口の拡大や、にぎわいのある地域の創出に取り組んでまいります。

平成30年度においては、本町における観光振興の重点エリアである旧千葉家住宅周辺や瀬野川、海田総合公園における具体的な観光振興アクションプランを策定し、町の魅力を効果的に活用した観光振興に取り組んでまいります。

また、旧千葉家住宅の老朽化が進んでいる納屋や角屋については、観光振興につながるような活用を視野に入れた改修を進めることとし、その内容の検討と改修設計に取り組んでまいります。

次に、日本人初のオリンピック金メダリストで名誉町民である織田幹雄さんの偉業と魅力の発信については、織田さんが名誉区民となっている東京都渋谷区と連携しながら、2020年の東京オリンピック、パラリンピックの機運醸成と合わせて、取り組んでまいります。

渋谷区で開催される織田幹雄さんを記念するイベントへの子どもたちの派遣や、イベント会場での海田町の紹介などの情報発信にも取り組んでまいります。

次に、住民の方からの公募で作成され、住民団体の皆様で活用されているヒマ太君とクラレちゃんを町の公式キャラクターとし、海田町のPRに取り組んでまいります。

続きまして、4地区における主なまちづくりの取組について申し上げます。

海田町はコンパクトなまちですが、地域によって特徴があり、その地域にあった取組が重要であるため、地域の良さを活かしながら、地域それぞれの課題を解決し、個性豊

かな暮らしやすいまちづくりを目指して、まちまるごとオンリーワンの実現に向けて取り組んでまいります。

まず、海田地区につきましては、にぎわいのまちづくりを進めてまいります。

旧千葉家住宅エリアについては、西国街道沿いの魅力資源や新たに整備する海田公民館、織田幹雄記念館を活用し、海田町にあった観光振興や魅力の発信のモデルとして取り組んでまいります。

まちづくりの基幹事業として長年取り組んできた海田市駅南口土地区画整理事業については、平成30年度をもって完了いたします。また、現在進められております民間事業者による施設整備については、町としてできる限り協力し、にぎわいの創出を目指してまいります。

中店橋については、海田町橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、改修設計を実施してまいります。

その他、海田市駅南口地区地区計画事業や町道2号線瀬野川西踏切整備事業に取り組むとともに、窪町地内の町道14号線や昭和町地内の町道217号線の床版修繕工事、一貫田橋の補修工事、中店、新町地内等の浚渫工事などを実施してまいります。

次に、海田東地区につきましては、水と緑と文化が息づくふれあいのまちづくりを進めてまいります。

瀬野川河川敷沿いの畝二丁目地内の町道2号線歩道改修事業については、歩道や護岸、スロープの整備を行い、引き続き進捗を図ってまいります。

また、国信橋北詰の交差点改良については、引き続き関係機関に強く早期の完成を求め、歩行者の安全の確保に努めてまいります。

また、海田東小学校区の土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、土砂災害ハザードマップを作成してまいります。

その他、国信一丁目地内の町道7号線の路面標示修繕工事などを実施してまいります。

次に、海田南地区につきましては、豊かな自然が息づき、住み良さと元気あふれるまちづくりを進めてまいります。

海田総合公園については、既存施設の改修や第2期整備区域の整備を進めてまいります。

また、土砂災害警戒区域の指定に合わせて作成したハザードマップを活用し、警戒避難体制の整備、住民の皆様の防災に対する意識の高揚に努めてまいります。

町道6号線バイパス整備事業及び三迫二丁目地内の（仮称）町道143号線道路改良事業については、引き続き用地取得などを進めてまいります。

その他、南幸町地内の町道202号線の整備工事や、三迫一丁目地内の町道144号線の床版設置工事、東二丁目地内の町道121号線の舗装修繕工事などを実施してまいります。

次に、海田西地区につきましては、暮らしと産業が調和し、各世代が交流する共生のまちづくりを進めてまいります。

ひまわりプラザを、かいた版ネウボラの拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでまいります。

また、ひまわりプラザ周辺で福祉保健まつりを開催し、参加型のイベントなどを通じて健康づくりや子育てについての啓発を行い、子どもの健やかな成長と町民の健康意識の向上につなげてまいります。

工場が集積する明神町地内の町道3号線については、舗装の老朽化が著しい箇所を引き続き修繕するとともに、南堀川町地内の町道258号線の舗装修繕工事や、尾崎川に架かる中央橋歩道橋の取り替え工事などを実施してまいります。

最後に、平成30年度の本町の予算編成についてでございます。

歳入については、個人町民税や地方消費税の増加はある一方で、地方交付税は減少が見込まれています。また、歳出については、公民館整備事業の実施に伴う投資的経費の増加や、社会保障関係費の増加などが見込まれております。

このような中、海田町中期財政運営方針を定め、計画的、安定的な財政運営に努め、財源を確保しながら第4次海田町総合計画後期基本計画及び海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策を重点的に取り組む予算といたしました。

以上、施政方針を申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進するために、町民の皆様の声を受けとめ、町政発展に邁進する所存でございます。

○議長（桑原）以上で施政方針演説を終わります。

本日の議事日程は終了する見込みはございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これで延会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会しますので御参集ください。本日は御苦勞様

でした。

午後 1 時 4 5 分 延会